

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年3月31日

徳島市監査委員 尾田正則
同 藤原 晃
同 須見 矩明
同 井上 武

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 対象部課等

総務部 コンプライアンス推進室、総務課、契約監理課、職員厚生課、デジタル推進課、人事課、行財政経営課

2 対象期間等

令和6年4月1日から令和6年12月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

令和7年1月17日から令和7年3月26日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務について、契約の方法、手続、締結及び履行を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、徳島市監査基準に準拠し、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

第4 監査の結果

総務部における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項について、必要な措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

改善・検討を要する事項（指摘事項）

指摘事項件数一覧表

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理	手当・その他	指定管理	合計
コンプライアンス推進室							
総務課							
契約監理課							
職員厚生課		1					1
デジタル推進課		1					1
人事課		2	1				3
行財政経営課							
合 計		4	1				5

○職員厚生課

支出事務

1 決裁書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあつた。

- ・令和6年度心のリフレッシュ相談の実施（副部長決裁）

事務決裁規程第3条の2に基づき、専決は、所定の用紙の押印欄に自己の氏の印章を押して行うべきところ、決裁書に副部長の押印がなかった。

事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

○デジタル推進課

支出事務

1 旅行命令の取消手続が適正でないものがあつた。

- ・システム維持管理・開発に関する外部研修の受講

研修が中止となったことから、旅行を取りやめ、旅費の戻入をしているが、旅行命令を取り消すには、職員旅費支給条例に基づき書面にて行うべきところ、書面が作成されていなかった。

職員旅費支給条例に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

○人事課

支出事務

1 物品購入決裁について、決裁権者が誤っているものがあった。

- ・トナーカートリッジの購入

文具・事務用品の購入契約であるため、「契約監理課長」を契約締結権者とすべきところ、「人事課長」の決裁としていた。

事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

2 支出負担行為決裁において、会計管理者への協議ができていないものがあった。

- ・内閣官房行政実務研修員派遣に伴う経費（使用料及び賃借料）

研修派遣期間：令和5年4月1日から令和7年3月31日

派遣期間中の宿舎として住居の借り上げに係る費用（職員2名分）

令和6年度支出負担行為額：1,200,000円

令和6年度支出負担行為額：2,160,000円

当該予算執行伺書兼支出負担行為書が部長決裁であるため、予算の編成及び執行に関する規則に基づき、会計管理者との協議をすべきところ、協議ができていなかった。

予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

契約事務

3 契約書が適正に作成されていないものがあった。

- ・令和6年度職員採用試験における試験問題作成等業務委託

契約書において、個人情報取扱特記事項及び徳島市暴力団等排除条項に該当した場合における解除条項が付されていないかった。

令和3年度の監査で、口頭により改善を求めていたにもかかわらず、是正、改善のための努力・検討がなされていないと認められるため、指摘事項とした。